

千葉県内にお住まいの保護者の皆様へ

「奨学のための給付金」制度について

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう
高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に対して
返還不要の給付金を給付します。

高校生等：①高等学校 ②中等教育学校後期課程 ③高等専門学校（１～３学年） ④専修学校高等課程
⑤一部の専修学校一般課程、⑥一部の各種学校 ⑦専攻科 に在学する生徒

給付金は、授業料以外の教育費にお役立ていただけます。

（※生活保護受給世帯の場合は、使途について、担当ケースワーカーに御相談ください）



「チーバくん」

1 給付金の支給対象となる世帯

認定基準日（原則として令和８年７月１日）時点で、以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

- （１）高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する高校生等がいること。
- （２）以下のいずれかに該当する世帯であること。
 - ①生活保護受給世帯
 - ②保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満の世帯
 - ③（専攻科に在学する生徒の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円未満の世帯、264,500 円未満かつ多子世帯（②を除く。）※年収 270～490 万円未満程度世帯の区分は、高等学校等就学支援金【新制度】または学び直し支援金【新制度】の受給資格を有する者のみが対象となります。
- （３）保護者が千葉県内に住所を有していること。
※千葉県外に在住の場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

2 給付額（高校生等１人あたり年額）

給付区分		給付金額
①生活保護（生業扶助）受給世帯	専攻科以外	32,300 円
②非課税世帯 （年収 270 万円未満程度）	全日制・定時制	143,700 円
	通信制・専攻科	50,500 円
③所得割額 105,500 円未満世帯 （年収 270～380 万円未満程度）（②を除く。）	全日制・定時制	47,900 円
	通信制・専攻科	16,830 円
④所得割額 182,500 円未満世帯 （年収 380～490 万円未満程度）（②及び③を除く。）	全日制・定時制	35,930 円
	通信制	12,630 円
⑤所得割額 264,500 円未満の多子世帯 （年収 380～600 万円未満程度の多子世帯） （②、③及び④を除く。）	専攻科	12,630 円

※（専攻科の場合）年収 270～600 万円未満程度世帯の区分は、専攻科支援金【新制度】の受給資格を有する者の金額となります。それ以外の世帯の支給額は 10,100 円となります。

3 申請手続等 申請は原則「電子申請」です

①千葉県外の学校に在学している場合、下記の「ちば電子申請サービス」から、「奨学のための給付金電子申請システムログインID」の発行を依頼してください。

ちば電子申請サービス

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=61839



②「ログインID」に記載の二次元コードから、「奨学のための給付金電子申請システム」にアクセスしていただき、利用申込→ログインの順に進み、申請を完了してください。

※やむを得ない理由により電子申請ができず、紙による申請を希望される場合は、下記までお問い合わせください。なお、紙による申請の場合、電子申請よりも給付が遅くなります。

お問い合わせ先：

茨城県立取手松陽高校 電話 0297-77-8934

申請期限

令和8年9月3日

給付時期：10月末（予定）

よくある質問



「チーバくん」

Q1 電子申請を行うために必要なものは何ですか。

A1 電子申請には、スマートフォン又はパソコン端末と、「ログインID」が必要です。そのほか、申請中に必要となるものについては、「奨学のための給付金電子申請システム」内に掲載しているマニュアルをご確認ください。

Q2 道府県民税所得割及び市町村民税所得割とは何ですか？何を見て確認すればよいですか？

A2 個人住民税のうちの一部の税額を指します。「令和8年度(令和7年分)課税証明書」等、以下の書類等で確認できます。給与明細や源泉徴収票では確認することができませんのでご留意下さい。

○ マイナポータルでの確認(5月から6月頃にマイナポータルと連携されます)

○ 保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、市町村民税・県民税特別徴収税額通知書(5月から6月頃に勤務先から配布されております)

○ 課税証明書・非課税証明書(お住まいの市町村役場税務課で取得できます)

※確定申告書については、本給付金においては利用することができません。

Q3 保護者(親権者)の一方に収入がありません(または課税されるほどの収入を得ていません)。もう一方の保護者を扶養しており、配偶者控除の申告をしている場合でも、保護者2名分の住民税情報をマイナポータル等から提出する必要がありますか。

A3 本給付金は、保護者(親権者)全員の所得を確認します。したがって、収入の有無にかかわらず、保護者(親権者)全員分の住民税情報の提出が必要です。収入がゼロのため、今まで税の申告をしていない場合は、必ず税の申告をしてください。

Q4 保護者(親権者)が別居しており、一方が千葉県、一方が海外に居住しています。本給付金の対象となりますか？

A4 A3のとおり、保護者(親権者)全員の所得を確認します。父母いずれも親権者であり、海外赴任のため父母いずれかの住民税情報が確認できない場合には、給付の対象にならないため、申請できません。